

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

利尻富士町（以下「町」という）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断

するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

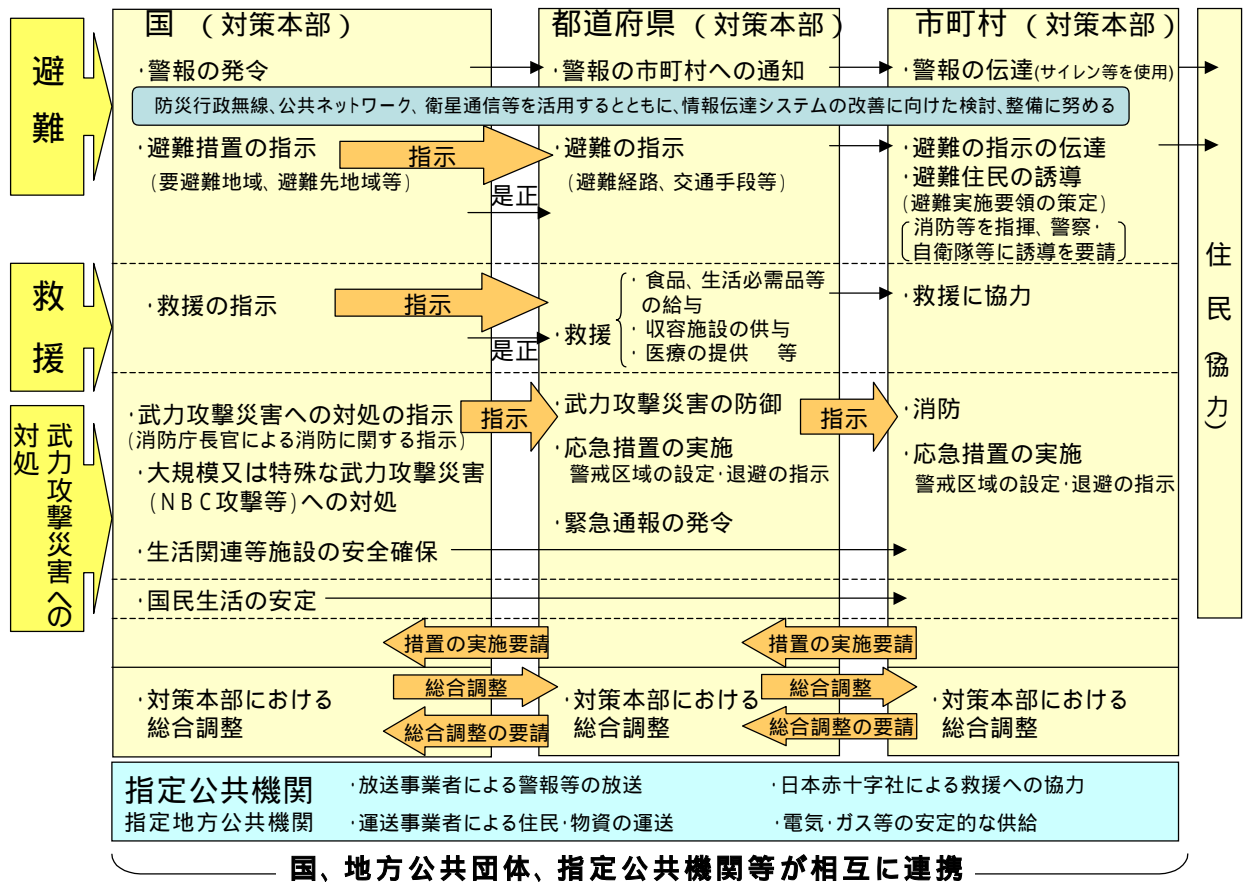
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 国民保護計画の作成 国民保護協議会の設置、運営 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 組織の整備、訓練 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施

- | |
|--------------------------------------------------------------|
| 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 |
| 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 |
| 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 |
| 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

消防は、一部事務組合を構成している。

関係機関の連絡先

関係機関の連絡先については、「資料編」において整理する。

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本町は、北海道の西北端稚内港より 52kmの海をへだて、東経 141 度 14 分、北緯 45 度 10 分、日本海の北方に浮かぶ離島利尻島の東部を占め、秀峰利尻山（1,721 m）を中心にして西部は利尻町と接し、東は利尻水道をはさんではるか天塩山脈と相対し、北西は礼文島と 10kmの海をへだてて指呼の間にある。地勢は、狭長でやや傾斜して海に臨み、地質は火山灰に類して腐食土及び粘土が交錯し、砂礫を混じえ地味は概して肥沃とは言えない。面積は 105.69km²で利尻島の 59%を占め、広ばうは東西 11.512km、南北 18.110km、海岸線の延長は 40kmである。



(2) 気候

本町は、北海道の西北端に位置しているが、沿岸一帯を流れる対馬暖流によって受ける影響が極めて大きく、温暖で四季を通じての最高気温は 29 度、最低でも零下 15 度以下になることは極めて稀で、年間を通じて降雨・降雪が少なく恵まれてはいるが、季節風が他地域に見られないほど強く、典型的な北方離島特有の自然条件下にある。

平成 17 年の気象

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
降水量 mm	54	21	23	34	103	21	46	96	105	111	85	79	778

平均気温	-4.5	-5.7	-1.3	4.0	7.2	14.5	17.1	21.0	17.1	12.1	4.6	-2.6	7.0
最高気温	3.3	1.6	5.6	14.7	21.3	25.6	26.1	29.0	24.1	20.2	17.7	3.4	29.0
最低気温	-10.4	-13.6	-10.0	-5.4	-1.9	6.5	7.3	12.1	7.5	1.9	-4.8	-10.3	-13.6
平均風速 m/s	7.1	6.8	7.7	7.0	6.6	5.5	5.5	6.1	5.5	6.9	6.4	7.0	6.5
最大風速 m/s	15.0	18.0	19.0	17.0	17.0	14.0	19.0	13.0	14.0	16.0	25.0	22.0	25.0
風 向	南西	南西	南西	南南西	南南西	南西	南南西	南南西	東	南西	西南西	北東	西南西

(資料「利尻航空気象観測所、降水量は杓形地域気象観測所データ」)

(3) 人口分布

本町の人口は、国勢調査によると昭和30年の11,234人をピークに減少傾向をたどり平成17年には3,239人となり、その減少率は71.2%となっている。最近の推移については平成12年の3,536人に対し平成17年とでは297人が減少し、減少率は8.4%となっており、その減少の激しさが顕著に現れている。

人口動態では若年層の減少が続くなかで、65歳以上の高齢者については平成18年9月現在で総人口の34.6%を占め、高齢化が著しく進行している。また、本町には鴛泊地区と鬼脇地区があるが、鴛泊地区に総人口の約70%が集中している状況となっている。

利尻富士町の総人口及び人口増減数

(単位：人、%)

年 次	人 口			総数の対前回比	
	総 数	男	女	増減数	率
昭和30年	11,234	5,590	5,644		
35	10,057	5,053	5,004	1,177	10.5
40	9,260	4,570	4,690	797	7.9
45	7,682	3,684	3,998	1,578	17.0
50	6,883	3,365	3,518	799	10.4
55	6,028	2,957	3,071	855	12.4
60	5,520	2,727	2,793	508	8.4
平成2年	5,110	2,560	2,550	410	7.4
7	4,398	2,144	2,254	712	13.9
12	3,536	1,705	1,831	862	19.6
17	3,239	1,562	1,677	297	8.4

(資料「国勢調査」)

年齢別、地域別人口(平成18年9月末)

(単位：人、%)

地区	人口			世帯数	15歳未満		15~64歳		65歳以上	
	総数	男	女		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
大 磯	95	41	54	43	1	1.0	41	43.2	53	55.8
本 泊	218	105	113	97	27	12.4	116	53.2	75	34.4
富 士 岬	87	42	45	48	6	6.9	35	40.2	46	52.9
富 士 野	112	53	59	47	20	17.8	76	67.9	16	14.3
栄 町 1	634	295	339	258	105	16.6	424	66.8	105	16.6
栄 町 2	315	152	163	142	50	15.8	181	57.5	84	26.7
本 町	195	95	100	78	28	14.4	105	53.8	62	31.8

港 町	128	65	63	54	6	4.7	72	56.2	50	39.1
湾 内	122	58	64	47	11	9.0	53	43.5	58	47.5
野 塚	153	75	78	66	16	10.5	68	44.4	69	45.1
雄 忠 志 内	89	44	89	37	4	4.5	50	56.2	35	39.3
鴛泊地区計	2,148	1,025	1,123	917	274	12.8	1,221	56.8	653	30.4
鯨 泊	48	19	29	24	0	0.0	18	37.5	30	62.5
旭 浜	50	24	26	29	1	2.0	10	20.0	39	78.0
石 崎	39	18	21	22	1	2.5	15	38.5	23	59.0
二 石	22	12	10	12	0	0.0	12	54.5	10	45.5
清 川	110	59	51	56	22	20.0	77	70.0	11	10.0
鬼 脇 1	344	152	192	176	27	7.8	163	47.4	154	44.8
鬼 脇 2	187	87	100	91	18	9.6	116	62.0	53	28.4
金 崎	36	15	21	21	0	0.0	11	30.6	25	69.4
沼 浦	37	22	15	20	0	0.0	11	29.7	26	70.3
南 浜	43	20	23	25	0	0.0	8	18.6	35	81.4
野 中	43	23	20	21	2	4.6	26	60.5	15	34.9
鬼脇地区計	959	451	508	497	71	7.4	467	48.7	421	43.9
合 計	3,107	1,476	1,631	1,414	345	11.1	1,688	54.3	1,074	34.6

(資料「住民基本台帳」)

(4) 道路の位置等

本町の道路網は、島内を一周する主要幹線である道道と、生活路線的役割を果たす町道とがある。

道道は、沓形仙法志鴛泊線・利尻富士利尻線・本泊利尻空港線の3路線があり、その総延長は53.1km(本町分34.2km)で改良率、舗装率は約100%となっている。また、町道は路線数が200路線あり、その延長は91.7km、改良率は36.5%、舗装率は17.3%となっている。

(5) 空港、港湾の位置等

空港は、北海道が設置管理する利尻空港が本町にあり、1,800mの滑走路を有し、利尻-千歳間に6月~8月はB737-500型機(126人乗り)とDH8-300型機(56人乗り)の2便が就航し、9月~5月まではDH8-300型機1便が就航している。

港湾は、利尻島の表玄関として3,500t級のフェリーが寄港し離島住民の生活や福祉、観光、物流等海上交通の重要な拠点となっている鴛泊港と、流氷による離島航路の閉鎖時等を含め、防災対策上或いは物流拠点として重要な役割を担う鬼脇港がある。また、隣町の利尻町には沓形港があり、利尻島内には3つの地方港湾がある。



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃(核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。)の特徴等については、基本指針に記述。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。